



発行 東京都

目次

17

条 例

- 学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…九
- 東京都建築審査会条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する

条例……………（同）…三七

○宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例……………（住宅政策本部）…三七

条例のあらまし

●学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後（人）	改正前（人）	増（△）減
小学校	三五、二二二	三四、八三一	三九一
中学校	一六、三五七	一六、三八六	△二九
高等学校	一〇、五九九	一〇、五五一	四八
特別支援学校	六、七二五	六、五〇六	二一九
合計	六八、九〇三	六八、二七四	六二九

二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

三 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律（平成三年法律第七六号）の改正等を踏まえ、介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き上げます。

月額 四三〇、〇〇〇円 ↓ 四三五、〇〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

一 東京都教育委員会教育長の給料の額を引き上げます。

月額 一、一一〇、〇〇〇円 ↓ 一、一二二、〇〇〇円

二 旅費に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定を改めます。

二 在宅勤務等手当に関する規定を設けます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 新たに子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

一 東京都立しいの木特別支援学校を廃止します。

二 東京都立中野特別支援学校の位置を変更します。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一 費用弁償に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

一 関係出席者の費用弁償に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

一 既存建築物の用途変更の円滑化や建築技術の進展等に対応するため、直通階段からの避難経路及び共同住宅等の窓先空地に係る規定等を見直すほか、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（条例第五四号）

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二二二号）の施行に伴い、便所に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五五号）

一 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成二二年政令第一六号）の改正に伴い、電子情報処理組織を使用した申請に係る手数料を定めます。

(例) 電子情報処理組織による宅地建物取引業の免許の申請 二六、五〇〇円

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

条 例

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十号

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表一の項中「三四、八三一人」を「三五、二二二人」に改め、同表二の項中「一六、三八六人」を「一六、三五七人」に改め、同表三の項中「一〇、五一人」を「一〇、五九九人」に改め、同表四の項中「六、五〇六人」を「六、七二五人」に改め、同表合計の項中「六八、二七四人」を「六八、九〇三人」に改める。

付則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校職員の定数に関する条例付則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休

暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十一号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第十一条の二の二第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。
第十八条の二の次に次の三条を加える。

(子育て部分休暇)

第十八条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員(育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合に、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「子育て部分休暇」という。)を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資

する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十条中「及び第十八条の二第一項」を「、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四及び第十八条の五」に改める。

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第九十号)の一部を次のように改める。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十七条に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十四年東京都条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四十三万円」を「四十三万五千元」に改める。

第五条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃及び旅行雑費」を「及びその他の交通費」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例第五條第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成二十七年東京都条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一、一一〇、〇〇〇円」を「一、一二二、〇〇〇円」に改める。

第七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第七条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第五号)による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「改正後の旅費条例」という。)第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十四号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「单身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第十二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号

ずつ繰り上げ、同条第三項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「教育五級相当職員」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子という。以下同じ。）
万三千元

第十二条第四項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十三条 削除

第十三条の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方（」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）（」に改める。

第十四条第三項第一号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額（」の下に「第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。））」に改め、同項第三号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第四項中「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（次項及び第六項におい

て「新幹線鉄道等」という。）」に、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第五項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十四条の二第一項中「又は在勤する学校の移転」を「、在勤する学校の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと（以下この項において「異動等」という。）」に、「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十四条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間以上期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額額は、三千元とする。
 - 3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
- 第二十一条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「指

定し」を「指定し、」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十二條第三項中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

第二十四條の四第二項中「から第十三條まで」を、「第十二條」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この條例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第二條 この條例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間におけるこの條例による改正後の学校職員の給与に関する條例（以下「改正後の條例」という。）第十二條の規定の適用については、同條第一項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第三項第二号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものに対しては支給しない。」と、同條第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 第十三條の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナーシップ関係の相手方

と、同條第三項第一号中「一万三千元」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千元（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千元）」とあるのは

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 六千元（教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの扶養親族たる父母等 三千元）」

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げる者をいう。） 三千元

とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第三條 改正後の條例第十四條第五項及び第十四條の二第一項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する條例の一部を改正する條例を公布する。
令和七年三月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都條例第四十五号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する條例の一部を改正する條例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する條例（昭和四十九年東京都條例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項に次の一号を加える。

五 子育て部分休暇

第五条第二項及び第七条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第八条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第八条第二項(第十三条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後

に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十六号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

る条例(令和四年東京都条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

●東京都条例第四十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十八号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中

同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号
同	しいの木特別支援学校	千葉県市原市椎津字椎木台二千五百九十番二

を
「同 八王子特別支援学校 八王子市台町三丁目五番一号」
に改め、同表五の部同中野特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。
— 中野区東中野五丁目十二番一号 —

附則
この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十号

東京都産業教育審議会に関する条例の一部を改正する条例

東京都産業教育審議会に関する条例(昭和二十七年東京都条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都産業教育審議会に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従

前の例による。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和七年三月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第六の款七の項中「一万八千五百円」を「二万三千五百円」に、「一万三千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同部第七の款一の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査(以下)を」審査又は建築物の計画

(建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これを)に、「五千六百元」を「六千九百元」に、「九千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万一千円」に、「二万九千元」を「二万五千元」に改め、同項六の項中「一万一千円」を

「一万五千元」に、「二万七千元」を「二万七千元」に、「二万六千元」を「二万五千元」に、「二万三千元」を「三万一千円」に改め、同項九の項(1)中「九千九百元」を「一万二千元」に改め、同項(2)中「一万一千円」を「一万六千元」に改め、同項(3)中「一万五千元」を「二万二千円」に改め、同項(4)中「二万一千円」を「二万九千元」に改め、同項十四の二の項中「五千六百元」を「六千九百元」に、「九千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万一千円」に、「二万九千元」を「二万五千元」に改め、同項十四の九の項中「二万一千円」を「二万五千元」に、「二万二千円」を「二万七千元」に、「二万六千元」を「二万五千元」に、「二万三千元」を「三万一千円」に改め、同項十四の十二の項(1)中「九千九百元」を「一万二千円」に改め、同項(2)中「一万一千円」を「一万六千元」に改め、同項(3)中「一万五千元」を「二万三千元」に

に改め、同項(4)中「二万一千円」を「二万九千円」に改める。

別表二の項及び三の項を次のように改める。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料	事務 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務	名称及び金額	<p>一 都市の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同項十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同項十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>(一) 申請に併せて知事(1)及び(2)の建築物が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第四条第</p> <p>(二) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>イ 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。))</p> <p>ロ 非住宅部分(省令第一条第一項第一号に規定する非住宅部</p>	徴収時期																		
			<table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上二万平方メートル未満のもの</td> <td>九万四千七百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</td> <td>五万二千八百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの</td> <td>二万三千八百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</td> <td>一万一千三百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの</td> <td>一万九千五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの</td> <td>十四万八千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二十萬平方メートル未満のもの</td> <td>十一万九千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二十萬平方メートル以上五十萬平方メートル未満のもの</td> <td>一万一千三百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五十萬平方メートル以上一百万平方メートル未満のもの</td> <td>一万九千五百円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	九万四千七百円	当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万二千八百円	当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの	二万三千八百円	当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一万一千三百円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一万九千五百円	当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの	十四万八千円	当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二十萬平方メートル未満のもの	十一万九千円	当該部分の床面積の合計が二十萬平方メートル以上五十萬平方メートル未満のもの	一万一千三百円	当該部分の床面積の合計が五十萬平方メートル以上一百万平方メートル未満のもの	一万九千五百円	
当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	九万四千七百円																					
当該部分の床面積の合計が二万平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五万二千八百円																					
当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの	二万三千八百円																					
当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一万一千三百円																					
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一万九千五百円																					
当該部分の床面積の合計が五万平方メートル以上十萬平方メートル未満のもの	十四万八千円																					
当該部分の床面積の合計が十萬平方メートル以上二十萬平方メートル未満のもの	十一万九千円																					
当該部分の床面積の合計が二十萬平方メートル以上五十萬平方メートル未満のもの	一万一千三百円																					
当該部分の床面積の合計が五十萬平方メートル以上一百万平方メートル未満のもの	一万九千五百円																					

認定申請のとき。

一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(一)以外の場合
	(1) 一戸建て住宅
分をいう。以下同じ。 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千六百六号）をいう。以下同じ。）による場合	
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万一千六百円 九万四千三百円 十四万九千円 十八万八千円 二十三万五千円 二万七千円 二万二千二百円

<p>仕様・計算併用法 (住宅部分の省令 第一条第一項第二 号イ(1)の外皮平均 熱貫流率及び冷房 期の平均日射熱取 得率(以下この表に おいて「外皮性能」 という。)を誘導仕 様基準により評価 し、住宅部分の省令 第一条第一項第一 号イの一次エネル ギー消費量(以下こ の表において「一次 エネルギー消費量」 という。)を省令第 十条第二号ロ(1)の 基準により評価す る方法又は住宅部 分の外皮性能を省 令第十条第二号イ (1)の基準により評 価し、一次エネルギ ー消費量に係る基 準への適合を誘導 仕様基準により評 価する方法をいう。 以下この項及び二 の項並びに三の部 四の項及び五の項 において同じ。)に よる場合</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>
<p>三万三千二百円</p>	<p>三万百円</p>

五の項に おいて同 じ。）に	三の部四 の項及び	項並びに う。二の 方法をい 評価する	を用いて 間熱負荷	空間の年 屋内周囲	費量及び ルギー消	算定した 一次エネ	件を基に 仕様の条	際的设计 法等（実	標準入力	による場 合（に）	及び五の 項におい	部に三の 及び五の	二の項並 びに三の	をいう。
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万四千円	五十万九千円	二十六万六千円	三十三万四千円	四十三万四千円	四十三万四千円	四十三万四千円
八十九万六千円	七十五万八千円	六十一万五千円	四十三万一千円	三十三万四千円	二十六万六千円	五十万九千円	二十六万六千円	二十六万六千円	五十万九千円	二十六万六千円	三十三万四千円	四十三万四千円	四十三万四千円	四十三万四千円

<p>二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一基。) の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款十四の三の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>	<p>(一) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場</p>	<p>(1) 一戸建て住宅 (2) (1)以外の建築物</p>	<p>イ 住宅部分 ロ 非住宅部分</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>よる場合 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二万円 変更認定申請のとき。</p>													
---	--	--	--	------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		合	
		(1) 一戸建て住宅	(2) (1)以外の建築物
		誘導仕様基準による場合	イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合
		仕様・計算併用法による場合	標準計算法による場合
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		十六万五千円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		一万四千三百円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		一万五千円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万一千円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		二万三千三百円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万八千三百円	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		三万一千五百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		二万六千八百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		四万六千五百円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		八万四千八百円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		十二万七千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		四万二千元	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		七万五百円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		十二万二千元	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		十七万九千元	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		二十一万三千元	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		二十四万八千元	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		五万六千八百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		九万四千六百円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		十六万一千円	

<p>二 建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関する</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>出又は変更計画 出又は変更計画</p>	<p>出又は変更計画 出又は変更計画</p>	<p>出又は変更計画 出又は変更計画</p>	<p>出又は変更計画 出又は変更計画</p>	<p>出又は変更計画 出又は変更計画</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>						
<p>標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。三の項及び六の項において同じ。)</p>													
<p>ハ ロ以外のモデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に非住宅部分を用いるべき標準的な建物を用いて評価する方法をいう。三の項及び六の項において同じ。)による場合</p>													
<p>ロ 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの 三十二万九千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十九万円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 四十四万九千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万一千三百円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万九千五百円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万一千六百円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千三百円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千元</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万九千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万一千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万六千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万一千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万四千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十九万九千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万六千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三十三万四千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万一千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万五千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上二万平方メートル未満のもの 七十五万八千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万六千円</p>													
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二万円</p>													
<p>変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き</p>													
<p>四千百円</p>													

する法律 第十一節 第二項又 は第十二 条第三項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能確 保計画の 変更に係 る建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定	画通知に併せ て建築物の エネルギー 性能の向上等 に関する法律 第十条第一項 に掲げる基準 に適合してい ることを示す 書類として知 事が定めるも のが提出され た場合	② の建築物 住宅部分	非住宅部分	合 ①以外の場 合 ① 一戸建 住宅 仕様・計算併用法による場合 仕様・計算併用法による場合 標準計算法による場合	② の建築物 住宅部分 仕様・計算併用法による場合 仕様・計算併用法による場合 仕様・計算併用法による場合	<table border="1"> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</td> <td>八千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</td> <td>一万六千七百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</td> <td>三万七千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</td> <td>六万六千五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</td> <td>八万三千五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</td> <td>十万三千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</td> <td>八千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</td> <td>一万三千八百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</td> <td>二万二千二百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</td> <td>六万六千四百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</td> <td>十万四千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</td> <td>十三万二千元</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</td> <td>十六万五千元</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</td> <td>一万四千三百円</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</td> <td>一万五千円</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</td> <td>二万一千円</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</td> <td>二万三千三百円</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</td> <td>二万八千三百円</td> </tr> <tr> <td>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</td> <td>三万一千五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</td> <td>二万六千八百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</td> <td>四万六千五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</td> <td>八万四千八百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</td> <td>十二万七千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</td> <td>四万一千円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</td> <td>七万五百円</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</td> <td>十二万二千元</td> </tr> <tr> <td>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</td> <td>十七万九千元</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千四百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千元	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千元	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万一千円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万一千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万一千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千元	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円																																																											
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万七千円																																																											
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六万六千五百円																																																											
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	八万三千五百円																																																											
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十万三千円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八千円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万三千八百円																																																											
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万二千二百円																																																											
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六万六千四百円																																																											
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十万四千円																																																											
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十三万二千元																																																											
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	十六万五千元																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万四千三百円																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千円																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万一千円																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万三千三百円																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万八千三百円																																																											
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万一千五百円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千八百円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千五百円																																																											
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千八百円																																																											
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万七千円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万一千円																																																											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万五百円																																																											
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万二千元																																																											
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十七万九千元																																																											

分		標準計算法による場合		仕様・計算併用法による場合	
ロ 非住宅部		モジュール建物法による場合		モジュール建物法による場合	
標準入力法等による場合		標準計算法による場合		仕様・計算併用法による場合	
当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上のもの	十八万三千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万九千八百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万五千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十五万六千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	三十万四千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十五万四千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十五万四千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八万一千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万一千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万一千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十二万九千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの	三十二万九千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万九千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十九万九千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十四万九千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万九千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万一千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十七万一千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十七万六千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十六万一千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十六万一千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十二万四千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十二万四千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十二万一千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十二万一千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十七万九千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	六十一万五千円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十五万八千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八十九万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八十九万六千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	百一十万円

<p>上等に關する法律施行規則第十三条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることとの証明</p>	<p>エネルギー消費性能の向上等に關する法律施行規則第十五条に掲げる微な変更に関する書類として、知事が定めるものが提出された場合</p>	<p>〔一〕以外の場合</p>	<p>〔二〕以外の建築物</p>	<p>住宅部分</p>	<p>仕様・計算併用法による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一萬平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が一萬平方メートル以上二萬五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が二萬五千平方メートル以上のもの</p>	<p>八千円 一萬六千七百円 三萬七千円 六萬六千五百円 八萬二千五百円 十萬三千円</p>
<p>〔一〕以外の場合</p>	<p>〔二〕以外の建築物</p>	<p>住宅部分</p>	<p>仕様・計算併用法による場合</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>一萬四千三百円 一萬五千五百円</p>		
<p>〔一〕以外の場合</p>	<p>〔二〕以外の建築物</p>	<p>住宅部分</p>	<p>標準計画法による場合</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>二萬一千二百円 二萬三千三百円 二萬八千三百円</p>		
<p>〔一〕以外の場合</p>	<p>〔二〕以外の建築物</p>	<p>住宅部分</p>	<p>仕様・計算併用法による場合</p>	<p>当該住宅の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</p>	<p>三萬一千五百円 二萬六千八百円 四萬六千五百円 八萬四千八百円 十二萬七千円</p>		
<p>〔一〕以外の場合</p>	<p>〔二〕以外の建築物</p>	<p>住宅部分</p>	<p>仕様・計算併用法による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一萬平方メートル未満のもの</p>	<p>七萬五百円 十二萬二千円 十七萬九千円</p>		

備考	当該部分の床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のもの	六十二万七千円
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	七十二万五千円

- 備考
- 一 省令第一号第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部の二の項(ロ)のハ、同部二の項(ロ)のハ、又は同部六の項(ロ)のハに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
 - 二 省令第一号第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
 - 三 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十九条第三号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の変更及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の三の部の二の項(ロ)の規定により算出した額とする。
 - 四 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更である場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、この表の三の部の二の項(ロ)の規定により算出した額とする。
 - 五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更である場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
 - 六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第五条に規定する内部に閉じ切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
 - 七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
 - 八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十九条第三号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
 - 九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十九条第三号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の三の部の二の項(ロ)の規定により算出した額とする。
 - 十 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
 - 十一 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
 - 十二 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の三の部の二の項(ロ)若しくは(ロ)の(1)、同部三の項(ロ)若しくは(ロ)の(1)、同部四の項(ロ)若しくは(ロ)の(1)又は同部六の項(ロ)若しくは(ロ)の(1)に掲げる額とする。
 - 十三 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更である場合におけるこの証明手数料の額は、この表の三の部の二の項(ロ)のロ、同部三の項(ロ)のロ又は同部六の項(ロ)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十二号

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都建築審査会条例（昭和二十五年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「の種類」を「の種目」に改め、「次」の下に「の表」を加え、同項の表を次のように改める。

種目	額
鉄道賃	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の規定により職員（同条例に規定する指定職職員を除く。）に支給する額に相当する額
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	一日につき一〇、〇〇〇円
日当	

第九条第三項中「（昭和二十六年東京都条例第七十六号）」を削り、同項ただし書を削る。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十三号

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「階避難安全性能」を「区画避難安全性能」に、「階等」を「区画部分等」に、「（第八条の五―第八条の六の二）」を「（第八条の四の二―第八条の六）」に、「第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）」を「第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外（第八条の十九）」とする。

第十節 別の建築物とみなす部分（第八条の二十）
第十一節 既存の建築物に対する制限の緩和（第八条の二十一・第八条の二十二）に改める。

第三条の二中「主要構造部」を「特定主要構造部（法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条ただし書中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改める。

第七条の二第二項第一号中「あるか、又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次号において同じ。）又は主要構造部が」に改め、同項第二号中「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改める。

第七条の三第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第八条第一項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「この項及び次項」を「この条及び第八条の二十二第三項」に、「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改め、同項第一号中「第百十二条第十項ただし書」を「第百十二条第十一項ただし書」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第八条の三中「」、第十九条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項」を「第八条

の二十一第一項において同じ。)、第十九条第一項第二号及び同条第二項から第五項まで」に改める。

第八条の四中「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項第一号イ及び第二号イ」に、「第三十八条第一項及び」を「第三十八条第一項第一号並びに」に、「第三百三十六条の二第一号に規定する建築物で、主要構造部」を「第三百三十六条の二第一号に規定する建築物で、特定主要構造部」に改める。

第一章第七節の節名中「階避難安全性能」を「区画避難安全性能」に、「階等」を「区画部分等」に改める。

第一章第七節中第八条の五の前の一条を加える。

(区画避難安全性能を有する建築物の区画部分に関する適用の除外)

第八条の四の二 令第二百二十八条の七第二項に定める区画避難安全性能を有する建築物の区画部分(同条第一項の区画部分をいう。)については、第十二条第一号及び第二号(小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。))に限る。)、第十四条第一項、第十五条(専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。))並びに第七十二条(階段に係る部分を除く。次条及び第八条の六において同じ。))の規定は、適用しない。

第八条の五の見出し中「等」を削り、同条中「又は令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物の階」、「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。))」及び「(専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。))」を削り、「の規定により」を「において」に改め、「(階段に係る部分を除く。))」を削る。

第八条の六中「第十一条」を「第十条の五第一項第一号ロ及び第二号ロ、第十条の八、第十一条並びに第十二条及び第十三条(それぞれ小学校に限る。))、第十四条第一項、第十五条、第二十条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。))、第二十五条第二号、第二十六条、第三十八条第一項第二号、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条」に、「第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号まで」を「第四十七号第一項、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十一条第二号から第五号まで並びに第七十二条」に改める。

第八条の六の二を削る。

第八条の十三第二項を削り、同条第三項中「第一項及び前項第二号」を「前項」に改め、「及び前項第二号の引き戸」を削り、「第一項各号」を「同項各号」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、「又は前項第二号の引き戸」を削り、同項を同条第二項とする。

第一章第九節の次に次の二節を加える。

第十節 別の建築物とみなす部分

(別の建築物とみなす部分)

第八条の二十 建築物が令第九十九条の八に規定する火熱遮断壁等(以下「火熱遮断壁等」という。)で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三条の二、第七条、第七条の三、第八条第一項若しくは第二項(それぞれ同条第三項及び第十条の四の二において準用する場合を含む。)、第十条の五第一項第一号イ若しくは第二号イ、第十六条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。))、第二十条第一項若しくは第二項(第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。))、第二十五条第一号、第二十九条、第三十一条第四号、第三十八条第一項第一号、第四十八条又は第五十一条第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 令第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、第七条の二、第八条の四の二から第八条の六まで、第十条の四、第十条の七から第十一条まで、第十一条の三、第十二条第二号若しくは第三号、第十三条、第十四条第二項、第十五条、第十八条第一項(第二十一条第七項において読み替えて適用する場合及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。))、第二十条第三項(第七十三条第一項において準用する場合を含む。次節において同じ。))、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条、第三十一条第五号(第三十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。))、第三十二条第六号、第四十四条、第四十六条第一項、第五十一条第三号から第五号まで又は第七十二条(第七十三条第二項において準用する場合を含む。次節において同じ。))の規定の適用については、それぞれ別の

建築物とみなす。

3 令第二百二十六条の二第二項各号に掲げる建築物の部分は、第十二条第一号又は第十四条第一項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第十一節 既存の建築物に対する制限の緩和

(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合)

第八条の二十一 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の二、第七条の三第二項、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十三条まで、第十四条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条（第一項第一号に係る部分を除く。）（第二十一条第七項において読み替えて適用する場合並びに第三十七条及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項若しくは第二十二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十二条（第六号に係る部分に限る。）、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条、第八十条（第三号に係る部分に限る。）又は第八十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条から第七条の三まで、第十条の四、第十条の五、第十条の七から第十一条の三まで、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条、第三十条、第三十一条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十二条（第六号に係る部分に限る。）、第三十三条第一項、第三十八條、第三十九条、第四十三条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十八条から第五十一条まで、第七十四条又は第八十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として知事が定める部分（以下この項

において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により、第十一条の四、第十二条（増築又は改築に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限る。）、第十四条第二項、第十五条、第十八条第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第十九条（第一項第一号に係る部分に限る。）（第七十三条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第二十条第三項、第二十六条、第三十一条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第三十二条（第六号に係る部分を除く。）（第三十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第四十四条、第四十七条、第七十二条、第七十五条、第七十八条又は第八十条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第三条第二項の規定により、第八条の十三第一項の規定の適用を受けない建築物の増築等をする場合で、構造上の制約その他の理由により新たに併設引き戸を設けることができないうとき、かつ、次の各号のいずれかの措置を講じたときは、法第三条第三項の規定にかかわらず、第八条の十三第一項の規定は、適用しない。

一 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸が設けられている場合は、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

二 当該建築物内における第八条の十三第一項第一号の位置以外の位置に、同項第二号から第四号までに規定する構造の引き戸を新たに設け、当該引き戸までの方向及び距離を表示した看板等を建築物内及び敷地内に設けること。

5 前項第二号の規定にかかわらず、建築物の構造上の制約により同号の引き戸を設けることができない場合において、第八条の十三第一項各号の要件に該当する戸であつ

て、車椅子使用者が容易に開閉して通過できるものを設けたときは、前項第二号の引
き戸を設けることを要しない。

(用途の変更をする場合)

第八条の二十二 法第三条第二項の規定により、第三条の二、第七条、第七条の三第二
項、第八条の七から第八条の十七まで、第十条の五(第一項第一号口及び第二号口に
係る部分に限る。)、第十一条の二、第十八条第二項、第二十五条(第一号に係る部
分に限る。)、第三十条、第三十一条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、
第三十二条(第六号に係る部分を除く。)、第三十八条(第一項第二号に係る部分に
限る。)、第三十九条、第四十七条(第一項に係る部分を除く。)、第四十八条、第
四十九条、第五十条第一項、第五十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十四条、
第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条(第二号に係る部分に限る。)
の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第八十七条第三項の規
定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 前条第二項(第七条の二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五(第一項
第一号イ及び第二号イに係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十条の七
から第十一条まで、第十一条の三、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十六条、
第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十四条、第二十
五条(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第二十九条、第三十
一条(第四号及び第五号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十二
条(第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十三条第一項、第
三十八条(第一項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第四十三
条、第四十五条、第四十六条第一項、第五十条第二項又は第五十一条(第二号に係る
部分を除く。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。及び前条第三項(第
十一条の四、第十二条(用途の変更に係る部分以外の部分について、同条第二号に掲
げる要件に該当せず、かつ、同条第一号及び第三号に掲げる要件に該当する場合に限
る。)、第十四条第二項、第十五条、第十九条(第一項第一号に係る部分に限る。以
下この項において同じ。))、第二十条第三項、第二十六条、第四十四条、第四十七条
第一項又は第七十二条に係る部分に限る。)の規定は、法第八十七条第三項の規定に

より、第七条の二、第十条の四第三項若しくは第四項、第十条の五、第十条の七から
第十一条まで、第十一条の三から第十六条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十
条、第二十三条から第二十六条まで、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十
三条第一項、第三十八条、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四
十七条第一項、第五十条第二項、第五十一条又は第七十二条の規定の適用を受ける建
築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第二項及び第
三項中「増築等」とあり、並びに同項中「増築又は改築」とあるのは「用途の変更」
と、同条第二項及び第三項中「法第三条第三項」とあるのは「法第八十七条第三項」
と読み替えるものとする。

3 法第三条第二項の規定により、第八条第一項(同条第三項及び第十条の四の二にお
いて準用する場合を含む。))の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、
次の各号のいずれかに該当するときは、法第八十七条第三項の規定にかかわらず、第
八条第一項の規定は、適用しない。

- 一 避難階において用途を変更し、かつ、用途を変更する部分と避難階の屋内避難経
路との間の部分に耐火構造の壁(第八条第三項において準用する場合にあつては準
耐火構造の壁、第十条の四の二において準用する場合にあつては間仕切壁)又は法
第二条第九号の二口で定める防火設備(第十条の四の二において準用する場合にあ
つては戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。))で令第十二条第
十九項第二号に定めるもので区画を設けるととき。
- 二 避難階以外の階において用途を変更するとき。

第十条の四第二項第一号中「第十二条第十八項第二号」を「第十二条第十九項第
二号」に、「同条第十一項ただし書」を「同条第十二項ただし書」に改め、同項第二号
中「第十二条第十八項第二号」を「第十二条第十九項第二号」に改める。

第十条の五第一項第一号中「耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をそ
の他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第十二条第十八項第二号に定める特定防
火設備で区画する」を「次による」に改め、同号に次のように加える。

- イ 耐火建築物とすること。
- ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第

百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。ただし、第九条第五号に掲げる用途に供する部分であつて、令第百十二条第十八項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第十条の五第一項第二号中「(前号の適用がある場合を除く。）」は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に定める防火設備で令第百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること」を「は、次によること(前号の適用がある場合を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

ロ これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に定める防火設備で令第百十二条第十九項第二号に定めるもので区画すること。ただし、前号ロただし書に該当する場合は、この限りでない。

第十条の五第二項中「に掲げる基準に」を「の各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百十条第一号」を「第百十条」に改める。

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項を削る。

第十一条の四中「第二十二条の三」を「第二十二条の三第一項」に改める。

第十五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当該用途に供する部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 避難階又は避難階の直上階にある場合

二 床面積の合計が五百平方メートル以下の場合

三 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して知事が定めるものである場合

第十六条第一項中「場合は、」の下に「特定主要構造部を耐火構造とし、又は」を加える。

第十九条第一項第二号ロ中「。次項」を「。以下この条」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「下階の屋上部分の窓先空地から避難上有効に連絡する」を、「場合は」の下に「、当該特別避難階段については」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 避難階以外の階において、住戸等に避難上有効なバルコニー又は器具等から直通階段まで安全に避難できる避難経路が確保されている場合にあつては、当該住戸等の第一項の規定の適用については、同項第二号ロ中「窓先空地(通路その他の避難上有効な空地又は特別避難階段若しくは地上に通ずる幅員九十センチメートル以上の専用の屋外階段(次項において「専用屋外階段」という。))に避難上有効に連絡する下階の屋上部分で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「窓先の空間(採光及び通風上有効な空間で、住戸等の床面積の合計に応じて、次の表に定める幅員以上のものをいう。以下この条において同じ。）」とし、前項の規定は適用しない。

第十九条に次の二項を加える。

4 前項の場合は、同項の直通階段から道路等までを幅員二メートル(住戸等の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合にあつては、一・五メートル)以上の屋外通路で避難上有効に連絡させなければならない。ただし、直通階段が避難階の廊下その他避難の用に供する部分に通ずる場合は、当該直通階段については、この限りでない。

5 第一項第二号ロの窓先空地及び第二項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる住戸等の床面積の合計により算定し、第三項の規定により読み替えて適用される第一項第二号ロの窓先の空間及び前項の屋外通路の幅員の算定に係る住戸等の床面積の合計は、窓先の空間に直接面する窓を有する住戸等の床面積の合計により算定する。この場合において、住戸等の床面積の合計には第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する一以上の居住の用に供する居室を有する共同住宅の住戸又は住室の部分並びに同項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の部分の床面積は、算入しないものとする。

一 通路その他の避難上有効な空地を窓先空地とした場合 当該窓先空地に直接面す

る窓を有する住戸等及び当該窓先空地と屋外通路により接続する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等

二 特別避難階段又は専用屋外階段に避難上有効に連絡する下階の屋上部分を窓先空地とした場合 当該特別避難階段又は当該専用屋外階段に避難上有効に連絡する窓先空地に直接面する窓を有する住戸等

第二十条第一項第一号中「主要構造部が耐火構造又は令第百十二条」を「特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が令第百十二条第二項」に改め、同条第二項第一号中「主要構造部が耐火構造」を「特定主要構造部が耐火構造であり、」に改め、「又は」の下に「主要構造部が」を加える。

第二十一条第一項第一号中「第百十二条第三項」を「第百十二条第四項」に改め、同条第七項中「同条第三項第二号中「第一項第一号」を「同条第五項中「同項第一号」に、「第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第二十三条第二項中「以上で」の下に「かつ」を加え、「かつ、高さが三・五メートル以上」を削る。

第二十五条中「いう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第一号中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第二十九条第二項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第三十七条中「(第一項第一号)の下に「に係る部分」を加え、「同条第一項」を「同条」に、「同条第二項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、同条第三項中「住戸等」とあるのは「宿泊室」と、」を「同条第五項中」に改め、「第一項第二号イ」と「の下に「、同項第一号、第二号イ」とあるのは「同項第二号イ」と」を加える。

第三十八条第一項中「耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない」を「次に定めるところによらなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 耐火建築物とすること。
- 二 公衆浴場の用に供する部分とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。
- 第三十八条第二項中「に掲げる基準に適合する建築物については、前項本文」を「の各号のいずれかに該当する場合は、前項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 平屋建ての場合
- 二 特定主要構造部が令第百十条に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七條第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合又は国土交通大臣の認定を受けた場合で、外壁の開口部のうち令第百十条の二各号に掲げるものに、令第百九條に規定する防火設備（その構造が令第百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七條第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けた場合

第四十一条第二項中「第百十二条第十八項第二号」を「第百十二条第十九項第二号」に改める。

第四十八条第一項ただし書中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改める。

第四十九条及び第五十条第一項中「第百十二条第十八項」を「第百十二条第十九項第一号」に改める。

第五十一条第一号中「し、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 興行場等とその他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備で区画すること。
- 第七十二条に次の一項を加える。
- 3 前二項の規定は、令第百二十八條の五第七項に規定する国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

第七十三條の九、第七十三條の十第一項第六号、同条第二項、第七十三條の十六及び第七十三條の十七第一項第一号中「第百十二條第十八項第二号」を「第百十二條第十九項第二号」に改める。

第七十四條中「第百十二條第十九項又は第二十項」を「第百十二條第二十項又は第二十一項」に、「第百十二條第十項」を「第百十二條第十一項」に改める。

第八十三條第一項中「第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。」若しくは第二項」を「同条第三項において読み替えて適用する場合又は第三十七條若しくは第七十三條第一項において準用する場合を含む。」、第二項（第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」に、「施工者」を「工事施工者」に改め、同条第二項中「施工者」を「工事施工者」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十四号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「第十八條第二項第五号」を「第十九條第二項第五号」に改める。

第七條に次の一項を加える。

3 第一項の便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

第九條中「第十八條第一項第三号」を「第十九條第一項第三号」に改める。

第十條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第二項中「第十八條第二項各号」を「第十九條第二項各号」に改め、同条第四項中「第十八條第一項第一号」を「第十九條第一項第一号」に改める。

第十一條第二項第六号中「第十八條第二項第六号」を「第十九條第二項第六号」に改め、同項第七号中「第十六條」を「第十七條」に改める。

第十二條中「の部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の」を削る。

附則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十五号

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の部イの項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加え、同部ロの項中「三万三千元」の下に

「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051



この紙は、環境にやさしいリサイクル紙です。